

安心サポート 24時間プラス




いつでも
受付


緊急時の
駆けつけ


応急処置の
アドバイス

月額 **800円** (税別)

24時間365日受付

☎ **0120-169-015**

日常生活で起こり得る住宅設備の「大きな困りごと」や「小さな困りごと」。そんなトラブルが起こった場合、どこに電話をしていいのかわからない、日中は仕事で連絡ができない…など。そんな入居者の方の声から生まれたサポートサービスです。



無料の範囲って どのくらい?

入居者様(利用者様)に過失責任がある場合でも、緊急駆けつけによる基本料金・出張費・到着後60分以内の「作業費用」は「無料」です。但し、部品代や特殊な作業、自然損耗による補修又は交換による別途費用が発生する場合は、事前に利用者様又は管理会社に作業内容及び費用負担の説明、確認をさせていただいてから作業を行います。作業終了後に突然高額な費用請求等される心配はありません。

※1. 利用者様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用者様のご負担になります。※2. 60分を超える作業の場合は、10分毎に1,500円(税別)の延長料金が必要となります。※3. 地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。※4. 離島・山岳地域など一部対応できない場合がありますので予めご了承ください。※5. トラブル内容によっては利用者様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。詳しくは会員規約をご覧ください。

盗難転居サポート

空き巣被害にあって同じ部屋に住みたくない…そんな方へ、新しい部屋での再出発のための**10万円**をバックアップします。

※会員規約に基づき、室内において侵入盗難被害に遭い、お引越しをする場合において適用されます。

健康医療相談サポート

突然の体調不良・不意の怪我など、健康面でのトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。

※当社が治療・診断を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

※積水ハウス不動産東北の専用商品です。

安心サポート24プラス 会員規約

第1章 総則

第1条 (適用関係)

1. この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社アクトコール(以下「当社」といいます。)が運営する安心サポート24プラス(以下「本サービス」といいます。)の提供及びその利用に関して適用されます。積水ハウス不動産東北株式会社(以下「代理店」といいます。)が以下に記載する方法により管理する物件において、代理店を通して本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。
- <管理方法>
- ①代理店が所有する。
 - ②代理店が転賃するため借受ける。
 - ③代理店が賃貸物件の所有者から家賃等の集金管理委託を受ける。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定は会員が容易に知りうる状態に置かれた時点でこの本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されて適用します。

第2条 (定義)

1. 「会員」とは、この本規約に同意の上、当社所定の手続(以下「加入申込手続」といいます。)を行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける、加入申込時に指定した物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件に限ります。
3. 「法人契約」とは、法人が「サービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用者がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者(以下「入居者」といいます。)及びその同居人に限るものとし、
4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをい、本規約に従い本サービスを利用する者をいいます。

第3条 (本サービスの利用)

利用者は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。なお、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。

第4条 (有効期間)

1. 本サービスの有効期間の開始日は、代理店からの情報提供を受領した日、またはサービス対象物件の賃貸借契約の開始日のどちらか遅い日とします。
2. 本サービスの有効期間の終了日は、サービス対象物件の賃貸借契約が終了した日、またはサービス対象物件について当社の賃貸人もしくは賃貸人代理人の地位が他に転移しサービス対象物件でなくなった日とします。

第5条 (会費)

利用者は、当社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金(以下「利用料金」といいます。)を代理店又は当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条 (登録情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出た連絡先、住所や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとなさなければなりません。なお、登録情報の変更は会員本人による申し出により行います。
2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。
3. 会員は、登録情報に変更があるにもかかわらず、その申し出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。

第7条 (会員資格の取消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。ただし、

- (1)加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
- (2)本規約又は諸規定の定めと違反した場合
- (3)不要な問合せや悪質なたがら等を行い本サービスの業務に支障をきたした場合
- (4)利用料金を当初の支払期限より3か月以上支払わない場合
- (5)暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係がある場合
- (6)その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条 (個人情報)

1. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - (1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - (2)本サービスの運営に必要な事項を会員に知らせるため

- (3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - (4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - (5)当社又は業務提携先が提供する関連サービスや商品の情報提供、販売をするためのご案内のため
2. 当社及び業務委託提携先は、本サービスの利用等を通じて当社および業務委託提携先が知り得た会員の個人情報(以下「会員個人情報」といいます。))について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
3. 当社および業務委託提携先は、本サービスの提供に関わる業務または前項に定める目的を達成するために必要な業務を代理店及び第三者に委託することがあります。この場合、当社及び業務委託提携先は、業務遂行に必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示、提供することがあります。
 - (1)利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - (2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - (3)当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - (4)当社が本サービスの運営維持のために必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条 (消費税又は地方消費税の変更)

会員は、消費税又は地方消費税が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、利用料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格の料金についても同様とする。

第10条 (本規約の追加変更)

本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、代理店の運営するホームページ上で告知するものとします。

第11条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大過失によるものではなく利用者による損害が生じた場合、2万円を限度として損害責任を負うものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第12条 (内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。なお、本サービスは現場への出勤時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があります。また第6号については、電話受付のみの対応とします。
 - (1)カギの紛失・故障等、カギのトラブル(但し、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかる場合があります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
 - (2)給排水設備のトラブル
 - (3)ガスのトラブル
 - (4)ガス漏れ
 - (5)電気設備のトラブル(利用者所有する家電製品は対象外とします。)
 - (6)安全確認
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 第1項第1号乃至第5号におけるトラブルへの現場駆けつけ対応は、応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルにつき1回に限り提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第13条 (利用料金)

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費を負担する場合があります。
 - (1)60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,500円(税別)。なお、当社または業務提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。)
 - (2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金(当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。)
 - (3)利用者の方に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」といいます。)現場到着を起点としてそれ以降に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料(5,500円(税別)。なお当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。)
 - (4)その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費を負担した場合
2. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
3. 当社および業務委託契約先は、第1項および2項の利用料金等の請求業務を、第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第14条 (除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- (1)建物共有設備におけるトラブル
- (2)午後11時以降翌朝午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- (3)管球やフィルター等の消耗品交換
- (4)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- (5)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- (6)原状回復および建物の施工不良(リフォーム)等に起因するトラブル
- (7)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- (8)離島・山岳地域におけるトラブル
- (9)その他当社または業務委託提携先が不適切と判断した場合

第3章 健康医療情報サポートサービス

第15条 (内容)

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる。健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診療行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第4章 盗難転居サポートサービス

第16条 (内容)

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます)において転居盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場において、次条の要件をすべて満たす場合に当社が定めた見舞金10万円を給付します。

第17条 (見舞金の給付条件)

- 見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
- (1)侵入盗難被害から1か月以内に所轄の警察署に対して被害届を提出していること
 - (2)侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約の申し入れの意思表示をしていること
 - (3)転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
 - (4)本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
 - (5)本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第18条 (除外事由)

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- (1)不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
 - (2)利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入居することが可能な者による盗難の場合
 - (3)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
 - (4)その他当社が不適切と判断するに合理的な理由がある場合

第19条 (手続)

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
 - (1)当住所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
 - (2)転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、本規約に定められた要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定する者は、会員の指定した金融機関の口座に、見舞金を振込送金します。

第20条 (他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険給付ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章 プレミア優待サービス

第21条 (内容)

プレミア優待サービスは、当社の委託先が提供する企業より提供される会員限定優待サービスです。会員は、プレミア優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第22条 (プレミア優待サービスの利用)

1. 会員は、優待サービスの利用に際し、プレミア優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミア優待サービス会員規約および読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、専用ページID及びパスワードでプレミア優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第23条 (変更・休止等)

プレミア優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

2020年2月1日制定

【サービス運営者】

株式会社 アクトコール

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12-5

TEL 03-5312-2300 FAX 03-5369-1056 www.actcall.jp

【販売代理店】

積水ハウス不動産東北株式会社

〒980-8431 宮城県仙台市青葉区本町2丁目16-10 メットライフ仙台本町ビル

TEL 022-262-2251 <https://www.sekisuihouse-f-tohoku.co.jp>

プレミア優待サービス

ホテルや温泉、グルメ、レジャーなど、
全国約20,000施設が格安メンバー料金で
ご利用いただける会員優先メンバーシップです。



【サービス提供元】FCクラブ事務局

<http://actcall.fc-club.com/>

認証コード: 20050127

ケータイからも簡単にご覧いただけます▶

※「会員登録はこちら」から上記認証コードを入力して会員登録を完了いただくご利用いただけます。

